

農業・農村所得倍増目標 10 年戦略

— 政策総動員と現場の力で強い農山村づくり —

I 農業・農村ビジョン

農業・農村は、国民に食料を安定的に供給しつつ、美しく豊かな自然や国土を守り、日本の伝統文化を育んできた我が国発展の礎である。一方、農業者の高齢化（平均 66 歳）、農業所得の減少（20 年間で半減）、耕作放棄地の増大、過疎化が進展するなかで、農業・農村の再生は待ったなしの状況である。

我々は、経営規模の大小や主業と兼業の別、年齢による区別なく、地域総参加で地域全体が活力に満ち、産業として成り立つ強い農業・農村を創造する。その為に経済全体の健全な成長を取り込みつつ、10 年戦略を基に農業・農村政策を総動員し、現場の力を最大限に引き出すことで、自給率・自給力の向上と、地域や担い手の所得が倍増する姿を目指す。

基本政策としてはまず、農地集積を進め、今後 10 年間で担い手利用面積が全農地面積の 8 割となる効率的営農体制を創り、中山間地域等の実態を踏まえ、再生利用可能な耕作放棄地のフル活用も図ると共に、農地の大区画化、汎用化、畑地かんがい等を加速化し、農業の生産性の向上、高付加価値化を図る。

新規就農者を倍増し、世代間バランスを取り、家族経営・集落営農・企業等の多様な担い手が共存する構造を創る。生産者が誇りと自信を持って農業に携われるよう、高付加価値化・安定化の為に農業技術の研究開発を革新的に強化する。また、鳥獣被害対策実施隊の倍増など、鳥獣被害対策を画期的に強化し、収益を確保する。

農商工連携・地産地消・六次産業化の市場規模を 2020 年までに 1 兆円から 10 兆円に拡大し、農林水産物の高付加価値化と食品関連産業の成長の取り込みにより農業・農村の価値の倍増を目指す。また、現実的・具体的な国別・品目別輸出目標に基づき、2020 年までに農林水産物・食品の輸出倍増を目指す。国土保全や水源涵養、集落機能など、農業・農村が果たしている多面的機能を維持することに対して直接払いを行うため「日本型直接支払い制度」の法制化を進める。

品目別政策では、①土地利用型農業（水田・畑作）にあっては、基幹的農業従事者 1 人が平均 10 ヘクタール耕作する姿を視野に農地集積を図り、新規需要米・加工用米の増産による水田フル活用を進めるとともに、国産需要に応える大豆・麦の生産拡大を図る。②畜産・酪農にあっては、今後 10 年間で飼料自給率 1.5 倍増を図り、安定した飼料供給体制のもとに、大規模化、流通環境の改善、畜種別経営安定策の強化を図り、足腰の強い高収益型の畜産・酪農を創る。③野菜・果樹・花き等については、機械化・規模拡大などの生産流通体制の整備により今後 10 年間で加工・業務向け野菜出荷量の 5 割増加を図り、施設園芸の団地化、高品質化支援策の強化等により、多様な担い手・産地による低コスト・高収益の生産構造を創る。

以上、意欲ある地域や担い手の所得が倍増する姿を目標とし、効果的な施策と現場力を引き出し、「農家が生産する喜びを実感できる」農業・農村を構築し、食料・農業・農村基本法に基づいて、食料安保と多面的機能の維持を図るものである。

II 基本政策

1、食料自給率・食料自給力の維持向上

食料安全保障の観点から、食料自給率に加え、食料自給力の理念を導入し、地域の自主性と創意工夫の生きる生産振興を図ることで、農地・担い手・技術の育成、確保を図る。

- ・カロリーベース及び生産額ベース双方の食料自給率目標の達成（食料・農業・農村基本計画 平成32年度にカロリーベース50%、生産額ベース70%）を目指す。
- ・農地・担い手・技術から構成される食料自給力についてそれぞれ政策目標を掲げ、実現を目指す。
- ・強い農業づくり交付金、産地資金等の充実、農地集積、多様な担い手の育成、生産性向上技術の開発等において「食料自給力」の理念を導入するとともに、備蓄の適切な確保を図る。

2、日本型直接支払い制度の創設

米に特化した戸別所得補償制度を見直し、国土保全や水源涵養、集落機能など、農業・農村が果たしている多面的機能を維持することに対して、直接支払いを行うための法制化を進める。

- ・農地を農地として維持するためのコストに着目し、水田のみならず、畑地や樹園地、草地も含め、地目別に精細な調査を実施し、制度に反映させる。
- ・農地基本台帳を整備し、現に農地として利用されているか否かを確認するための基礎資料として活用する。
- ・中山間地域等直接支払い、農地・水保全管理支払い、環境支払いを含めて法制化し、農地維持支払いの加算措置として充実・強化を図る。

3、「担い手利用面積8割計画」（農地集積）

農業に生きる担い手への農地集積を進め、今後10年間で担い手利用面積が全農地面積の（現状5割から）8割となる効率的営農体制を創る。

- ・「農地の中間的受け皿」の予算、権限の充実強化、法的整備を図り、農地のプール機能を強化するとともに、農地整備機能の付与、耕作放棄地対応を推進する。
- ・地域の支援と協力に基づいて、農地の受け手とともに「担い手づくり協力者」としての農地の出し手に対する支援を充実・強化するため、農地集積協力金を始め、規模拡大交付金等における措置の充実を図る。
- ・人・農地プランの作成・見直しにより、地域の話し合いを基に、将来への経営体を明

確化し、農地集積を推進する。

- ・農業委員会活動の支援策を強化し、農地集積の基礎となる農地基本台帳・地図情報の整備を図る。

4、「耕作放棄地解消計画」（耕作放棄地対策）

農地利用状況調査の下、新たな耕作放棄地発生を予防するとともに、今後10年間で農地として再生利用可能な耕作放棄地のフル活用を図る。

- ・農地の中間的受け皿による対応を強化するため、受け手不在の耕作放棄地については、中間的受け皿による借り受けを義務化する。
- ・耕作放棄地解消・発生防止に向けて、不在村地主・土地持ち非農家の所有地を含め、農地法上の手続きを改善・迅速化を図る。また、耕作放棄地予備軍も対策の対象に加え、耕作放棄地への強制的な利用権設定までの手続きを簡素化する。
- ・農地再生利用を支援し、ソフト事業や市民農園等の利用の支援を充実・強化する。
- ・生産基盤整備による耕作放棄地発生の予防及び再生利用の推進を図る。

5、「強い農業の基盤づくり」（農業農村整備事業の推進）

「担い手利用面積8割計画」の実現に向けて、農地の大区画化、汎用化、畑地かんがい等を加速化し、農業の生産性の向上、高付加価値化を図るとともに、農業水利施設の長寿命化等の防災・減災対策を進める。

- ・農地集積の加速化に向けて、水田・畑地の大区画化・用水路のパイプライン化、地下かんがいを推進する。
- ・高収益作物の導入に向けて水田の汎用化・畑地かんがいを推進する。
- ・老朽化した水利施設・ため池等の機能診断や補修等の長寿命化を推進する。
- ・地震、豪雨等による被害防止の観点から、水利施設・ため池等の耐震対策や低平地の排水対策を推進する。
- ・農作業事故防止のために農道整備を推進する。
- ・基盤整備事業費の自治体・農家負担の軽減、土地改良農家負担金の償還金利「ゼロ」を拡充する。
- ・小水力発電の導入促進で地域の高収益化を補完する。
- ・東日本大震災による被災農地の迅速な復旧・復興を図り、大区画化等を通じて先進的・モデル的な農業地域を実現する。

6、「新規就農倍増計画」（多様な担い手の育成）

新規就農し定着する農業者を倍増（年間1万人から2万人に）し、10年後に40代以下の

農業従事者を40万人に拡大し、世代間バランスを取り、家族経営・集落営農・企業等の多様な担い手が共存する構造を創る。

- ・ 農の雇用事業、青年就農給付金、就農支援資金、農業経営者教育支援策等の充実・強化を図るとともに、新規就農者が農地を優先的に確保できるよう支援する。
- ・ 法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業などの多様な担い手に対するスーパーL資金等の融資、税制、出資等の支援を強化する。
- ・ 女性経営者の能力を地域農業の発展のために積極的に活用する。
- ・ 農業改良普及員OB等によるコーディネーター支援策の充実により、人・農地プランの作成や集落営農を推進する。
- ・ 小規模農家も集落営農への参加により経営の効率化を図るとともに、集落営農の法人化を推進する。
- ・ 環境保全型農業担い手の育成を図る。
- ・ 農業生産法人、利用権、契約農業等による企業の参加を促し、企業の持つ販路や経営ノウハウを活用する。
- ・ 担い手の経営安定のためのセーフティネットである農業共済の現行制度を踏まえつつ、新たな収入保険の導入等を推進すると共に加入者への還元措置の充実等により共済加入を促進する。
- ・ 担い手の入り口から自立までの総合的支援策の法制化を図る。
- ・ 自民党内に農科大学院を設置する。

7、「農業の高収益化を技術で下支え」（研究開発の推進）

地域の生産者が誇りと自信を持って農業に携われるよう、高付加価値化、気候変動への対応などの課題の解決、農業・農村の所得向上に向けて研究開発を強化する。

- ・ 国産農畜産物の競争力の向上、高付加価値化、ブランド力の強化につながる新品種・新技術の開発、家畜改良を推進する。
- ・ コンピューター技術やロボットなどの最先端技術を活用した大規模化・省力化に対応した農畜産物の生産体系の開発を推進する。
- ・ 豊かで健康的な食生活の充実のため、体に良い農畜産物・食品の開発を図る。
- ・ 被災地での復興の加速化に向けて、先端的な技術を活用した大規模化実証研究、農地等の放射性物質の除去、低減措置の開発を推進する。

III 品目別政策等

1、「新規需要米・加工用米150万トン生産計画」（水田フル活用）

飼料用米、WCS（稲発酵粗飼料）、加工用米等について需要に応じて生産を拡大し、水田フル活用を図り、今後10年間で150万トンの生産を目指す。

- ・新規需要米・加工用米等について需要と結びついた生産体制を整備する。
- ・飼料用米、WCSの団地化の推進、受託組織の育成による取組を強化する。
- ・多収性品種の導入、直播、二毛作の推進等による生産コストの低減と高収益化を図る。
- ・乾燥・調製・保管等の流通・利用体制の整備及び取組強化のため、利用側への支援を充実させる。
- ・飼料用米・米粉用米の生産目標の見直しを図る。
- ・外食・中食需要の増加に対応した生産供給体制の整備を推進する。
- ・産地資金の充実により地域の特性、創意工夫を活かした取組を活性化させる。

2、「国産需要に応える大豆・麦の生産拡大」（大豆・麦対策）

今後10年間で大豆の新品種導入面積の4倍増、麦のパン・中華麺用品種導入面積の倍増により国産需要を確保する。また、安定供給への期待に応える産地力強化、生産拡大を図る。

- ・新品種や栽培技術の導入、共同乾燥・調製施設の整備により、実需者の求める大豆・麦生産を推進する。
- ・機械化体系の導入や、ほ場条件を踏まえた施肥・排水対策で生産性の向上を図る。
- ・担い手への農地集積と併せて、地域一体となった取組によりブロック・ローテーションを推進し、安定生産、高収益構造を実現する。

3、「飼料自給率1.5倍計画」（畜産・酪農対策）

今後10年間で、飼料自給率1.5倍増（現行26%→40%）をめざし、安定した飼料供給体制を構築し、更に共同利用畜舎の支援、作業の外部化等により、大規模化を図り、加えて、畜種（酪農、肉用牛、養豚、採卵鶏）別の経営安定対策の強化や流通環境の改善を進め、足腰の強い高収益型の畜産・酪農を創る。

- ・輸入穀物依存体質から脱却し、国産飼料基盤に立脚した足腰の強い、高収益型の畜産・酪農を実現する。
- ・飼料価格高騰の影響緩和を図るため、エコフィードを推進し、配合飼料価格安定制度を充実させる。
- ・畜種別の経営安定対策について、コストの変化を適切に反映し、安定的に再生産につながる制度を再構築する。
- ・生産性の向上や担い手の確保、大規模化に向けて、コントラクター・TMRセンター（混合飼料の宅配センター）による作業の外部化を通じた飼料供給の安定化、ステーション管理方式の導入、ヘルパーの利用を推進する。
- ・畜産物流通の合理化を通じた収益性の向上を図る。
- ・畜産排泄物から収益を生み出すバイオエネルギー化の推進を図る。

4、「変化に対応した生産構造改革」（野菜・果樹・花き対策）

機械化や規模拡大、流通の合理化等の生産流通体制の整備の推進により、今後10年間で加工・業務向け野菜出荷量の5割増加を目指すとともに、経営支援策や高品質化支援策の強化等により、多様な担い手・産地による低コスト・高収益の生産構造を創る。

- ・国産野菜需要拡大のため、生産流通システムの構造改革を実施する。
- ・野菜価格安定対策の見直しにより、多様な担い手・産地の参加を促進する。
- ・低コスト・省力化技術の導入等により加工・業務用の生産流通体制を整備する。
- ・高品質果実の生産に向けた基盤整備、改植支援、未収益期間対策を推進する。
- ・高品質化や地産地消・六次産業化等の推進により、国産果汁等の果実加工品のシェアの維持・向上を推進する。
- ・地域の木質エネルギーの利用等による施設園芸の化石エネルギー依存体質からの脱却、施設園芸の団地化と植物工場等の導入による大規模化・省エネ化の推進、燃油価格の高騰にも耐えられる構造の実現を図る。
- ・新品種の開発や地産地消・六次産業化による高付加価値化を推進する。
- ・国内外の花きの需要に柔軟に対応するため、国産花きの生産・供給体制を強化する。

5、「地域に根ざした特産作物の振興」（茶・甘味資源作物等地域作物対策）

お茶の振興に関する法律に基づき施策を推進し、茶の生産を今後10年間で現状8.5万トンから9.5万トンまで拡大することを目指す。甘味資源作物については、生産体制の強化、地域の雇用確保も視野に入れた経営支援策の実施により生産・経営の安定を確保する。

- ・茶の経営安定に資するよう、高品質化・生産安定や老齢茶園の若返りに向けた改植支援・未収益期間対策、防霜ファンの整備を推進する。
- ・さとうきび増産基金を活用したさとうきび増産プロジェクトの着実な推進、かんしょ・ばれいしょを含めた甘味資源作物の作業効率化のための機械化一貫体系の確立を図る。
- ・てん菜・ばれいしょの作付支援による北海道畑作の適正な輪作体系を維持する。
- ・そばの需要に応じた生産振興を推進する。

6、「鳥獣被害対策実施隊設置倍増計画」（鳥獣被害対策）

早急に市町村に設置される鳥獣被害対策実施隊の設置数を倍増させる（現行500から1000へ）など、地域の実情に応じた野生鳥獣捕獲対策、被害防止対策を強化し、今後10年間で農産物被害の激減を図る。

- ・鳥獣被害防止特別措置法に基づき、地域ぐるみの総合対策を推進する。
- ・野生鳥獣の生息調査に基づく個体数管理など捕獲対策を強化する。

- ・被害軽減に結びつく高度な知識、技術、ノウハウの実証、普及を推進する。
- ・鳥獣被害対策実施隊の設置数を倍増させ、設置支援策を強化する。
- ・猟友会や農業団体など民間職員の実施隊参画を促進する。
- ・猟期・猟区の設定などにおける自治体単位の柔軟な対応を推進する。
- ・中長期的な視点に立ち、自然との共生を踏まえた生息環境管理など森林・林業分野と連携した対策を展開する。
- ・捕獲した鳥獣の加工処理施設、焼却施設の設置を支援する。

7、「国産農林水産物の消費倍増計画」（地産地消・六次産業化法のフル活用）

食の安全・安心の一層の推進を図りつつ、農商工連携・地産地消・六次産業化の市場規模を2020年までに1兆円から10兆円に拡大し、農林水産物の高付加価値化と同時に、今後拡大が見込まれる食品関連産業の成長を取り込み“地産地商”を推進する。

- ・科学的知見に基づいて、動植物防疫を含め、食の安全・安心の一層の向上を図る取組を推進する。
- ・農商工連携・地産地消・六次産業化による一次産業から二次・三次産業と連携して消費者までのバリューチェーンを構築し、農林水産物の高付加価値化、雇用の増大を実現する。
- ・集落営農等を母体とする地産地消・六次産業化への取組を支援する。
- ・地域の農林漁業者、観光事業者、学校給食等の様々な事業者のネットワークを構築する。
- ・マーケティングに精通し、農林漁業者の取組をコーディネートする人材の育成・確保を図る。
- ・販路と商品化のノウハウをもつ企業等の活動を支援する。
- ・食に対する感謝の念を育み、自ら食を選択できる能力を身につけるための食育を国民運動として展開する。
- ・都市と農山漁村の住民が共に行き交う共生・対流や都市農業の振興を支援する。
- ・農業・農村に対する国民の意識を高め、子どもの頃から農業・農村に親しむシステムを拡充する。
- ・再生可能エネルギー等を利用した「園芸ハウス団地」による通年型農業の確立を図り、安定した生産・流通・消費体制を整備する。
- ・学校給食・外食産業等への地産需給計画を支援する。
- ・薬用作物・機能性農林水産物の国内安定供給体制を整備する。
- ・ジビエ(野生鳥獣肉)の安定供給流通体制を整備する。
- ・「食品ロス・食品残さ」の飼料・バイオマス等再利用体制の支援を強化する。
- ・農林漁業成長産業化ファンドの本格活用、海外需要開拓支援機構の創設を図る。

8、「輸出倍増 国別・品目別戦略」（農林水産物の輸出拡大）

現実的・具体的な国別・品目別輸出目標に基づき、2020年までに農林水産物・食品の

輸出倍増（1兆円）をめざし、戦略的に施策を展開する。

- ・ 輸出先国の食文化を踏まえた品目別・国別の農産物・食品輸出目標を設定する。
- ・ 輸出販路拡大のための海外マーケティング調査を行い、輸出促進を効果的に実施する。
- ・ 相手国の検疫措置の緩和のために国対国の交渉を強化する。
- ・ 原発事故に伴う風評被害の払拭を図りつつ、諸外国の輸入規制の撤廃等の輸出環境の整備を図る。
- ・ 「ジャパnbrand」の確立に向けて、卸売市場を拠点とした日本の農産物の「周年供給体制」を確立する。
- ・ 日本の「食文化・食産業」及び加工技術を活かした食品の海外展開と農産物輸出の連携を図る。
- ・ 海外の日本食レストラン等を通じた国産農林水産物の輸出促進を図る。
- ・ 海外の在外公務員等（194か国で8,800名）への「日本食文化」情報提供を強化する。
- ・ 農林漁業成長産業化ファンドの本格活用、海外需要開拓支援機構の創設を図る。